

令和2年第3回土佐町農業委員会

1. 開催日時 令和2年5月28日 午前9時00分～午前9時30分
2. 開催場所 土佐町役場第1会議室
3. 出席委員 (11名)
1 和田正夫・2 和田勇・3 伊藤弘康・4 式地数一・5 秦泉寺博隆・
8 西村美佐江・9 澤田順一・10 川村正光・12 永野博隆・
13 西村尚・14 細川盛次
4. 欠席委員 6 仁井田亮一郎・7 伊藤正枝・11 竹政寛 (3名)
5. 職務による出席者 農業委員会事務局 局長 和田誠 書記 出島美穂
6. 議事日程

議案審議

- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条による許可申請について |
| 第2号議案 | 非農地証明について |
| 第3号議案 | 土佐町農用地利用集積計画について |

7. 会議の次第

事務局 出島：おはようございます。只今から令和2年第3回土佐町農業委員会総会を始めます。本日欠席の委員は仁井田委員、伊藤正枝委員、竹政委員です。前回の総会で前事務局長から報告がありました通り、4月1日付けの人事異動により、事務局長が和田誠に代わりましたので、ご挨拶申し上げます。

事務局長：改めましておはようございます。4月1日より伊藤の後任で農業委員会事務局長を務めております、和田誠です。米を作っておりますが、詳しいところは勉強中です。またいろいろと教えてください。よろしくお願いします。それでは会長をお願いします。

会長：おはようございます。令和2年第3回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。12番永野博隆委員、13番西村尚委員の2名を指名致しますのでよろしくお願い致します。

会長：続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。3条の許可については町の許可になります。今回は2件あります。一件目、譲受人、
番地、
さん、譲渡人、
番地、
さん。土地は、
番、畑1筆、面積は436平米です。場所は、
さんの自宅横の細道を上がったところです。売買による所有権移転です。売買価格は21万円、反当り50万円です。今後も畑として利用予定で、ソルゴーの栽培をする予定です。譲受人の農地所有状況は本件が許可されると15,164平米となります。現地確認、書類審査の結果、農地法第3条第2項各号に該当することはなく許可できる案件であると判断しております。担当の委員の竹政委員より確認の書類をいただいております。本日竹政委員は欠席ですが、特段の説明はないと連絡がありました。以上です。

会長：この件について質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：挙手多数により、本件は許可することに決定しました。続いて2件目について、事務局の説明を求めます。

事務局 出島：2件目について説明します。譲受人、
さん、譲渡

人、番地、さん。土地は田1筆、面積は857平米です。場所はのから、までの間、墓地がありますが、その奥です。は太陽光発電への転用が許可されており、現在設置工事中ですが、そのことについて譲受人は了承しています。売買による所有権移転です。売買価格は21万円、反当り24万5千円です。今後も田として水稻の栽培をする予定です。譲受人の農地所有状況は本件が許可されると15,657平米となります。現地確認、書類審査の結果、農地法第3条第2項各号に該当することはなく許可できる案件であると判断しております。担当委員の会長より確認の書類をいただいております。以上です。

会長：この件については私が担当です。補足説明はありません。

会長：この件について質疑等ありませんか。

和田委員：水没することがあるところですが、大丈夫かと心配します。数年に一度必ず水没します。
事務局 出島：譲受人はすでに当該地の横を耕作しているようです。現在の状況についても分かったうえで、の売買だと聞いています。

会長：その他質疑はありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて第2号議案非農地証明について、事務局の説明を求めます。

事務局 出島：第2号議案非農地証明について説明します。今回は2件あります。1件目、申請人はさん。土地は番、面積1705㎡の一筆です。登記地目畑、現況は原野です。の奥、さんのわらぶきの別宅周辺です。昭和時代から耕作不便のため、雑木を植樹し、原野化しています。非農地証明は、耕作不適や不便などやむを得ない事情により10年以上の間耕作が放棄された土地、転用された土地は転用事実行為から20年以上経過していること、災害により農地へ復旧が困難であることが証明できる基準となっています。今回は30年以上耕作が放棄されていることを認め、書類審査、現地確認の結果、非農地証明ができる案件であると判断しております。担当委員の会長には現地を確認していただいています。今後は、弟さんへの所有権移転を予定しているとのこと。以上です。

会長：本件の担当委員は私です。補足説明はありません。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて2件目について事務局説明を求めます。

事務局 出島：2件目について説明します。申請人は番地、さん。土地は、田3筆、面積計2561㎡、畑1筆、面積127㎡、合計4筆、面積合計2688㎡です。現況は原野です。線に入って、さんの大きな田がありますが、その道向かいから作業道を100mほど入った谷の兩岸にあります。現在平成17年を最後に、耕作不便の上、耕作者がいなくなったため、そのまま耕作されておらず、原野となっています。今回は16年以上耕作が放棄されていることを認め、書類審査、現地確認の結果、非農地証明ができる案件であると判断しております。担当委員の川村委員さんにも現地を確認していただいています。現在5名の共有となっておりますので、整理をしてさん1名に所有権をまとめる予定だとのこと。以上です。

会長：本件の担当委員は川村委員です。補足説明はありますか。

委員：ありません。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて第3号議案土佐町農用地利用集積計画について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：第3号議案農用地利用集積計画について説明します。町長より計画が適当であるか農業委員会に諮問されています。この農用地利用集積計画については、利用権設定と呼ばれ、農業基盤強化法に基づきます。町長が計画を告示することにより効力が発生します。利用権の設定を受ける者、借受人は、

さん。利用権を設定する者、貸付人は
、 さん。土地は 田1筆、面積586㎡です。地目
現況とも田です。場所は さんの自宅近くです。使用貸借で、借りる期間は令和2年6月1日から令和7年5月31日の5年です。平成27年6月1日から平成32年5月31日の5年はこの土地を併せて4筆について利用権設定をしておりましたが、今回は1筆に減らしての申請です。水稻を作付予定です。 さんは 出身ですが、 にお住まいです。現地確認、書類審査の結果、農業基盤強化法、土佐町の基本構想に照らして許可できる案件であると判断しております。以上です。

会長：この件について質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、質疑を終わります。この土佐町農用地利用集積計画について賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により本計画について異議なしと回答することに決定しました。以上で審議を終わります。連絡事項について事務局よりお願いします。

事務局 出島：任期中の農業委員会総会の開催日程をまとめたものを配布しています。ご活用ください。曜日の関係などで28日ではない開催日には網掛けをしています。なお、開催の際には今まで同様、開催通知を送付します。

続いて、農業者に向けたコロナ対策給付金についてお知らせします。お手元に資料を配布していますので、ご覧ください。1つ目は、土佐町新型コロナウイルス感染症拡大にかかる農業者緊急支援金です。ししとうのイラストが入っている資料をご覧ください。資料に記載されている場合には、支援金を出すように予算化しています。発動する場合は、関係機関と連携し、農畜林振興課より支援対象であることをお知らせし、申請していただく予定です。

2つ目は、持続化給付金について説明します。これは、国の給付金で商業、お店をやっている方向けの制度のイメージが強いですが、農業者の皆さんも対象になります。①2019年に税務申告をしている方のうち、②今年のいずれかの月の事業収入が、申告している年間事業収入を12で割った額の50%以下であれば対象となります。また、収入に季節性があるなど、特定期間の事業収入が年間事業収入の大部分を占める事業者は、月次の事業収入が記載されている所得税青色申告決算書を提出できるときに限り、特例として、連続した3ヶ月で算出することができます。持続化給付金については、インターネットで申請するほか、高知商工会館に申請サポート会場が開設されていますが、来場には予約が必要で、インターネットから予約することができます。持続化給付金について詳しいことは中小企業庁のホームページで確認することができます。農業委員の皆さんもご自身が該当になるかどうかはもちろんです、周りの方にも情報を広げてください。

伊勢川山営農型発電の一時転用にかかる申請について、昨日、県の審議会に出席してきました。県の許可を受けるために、審議会に意見を聞く必要があります。昨年の収穫状況や、今年度の作

付け計画について説明をしましたが、結果は許可相当と結果をいただきました。この後、町の農業委員会の許可相当と、県審議会の許可相当との意見を踏まえ、県知事から許可、不許可の結論がでることになります。また、結論が出ましたら、総会の中でお知らせします。200本の苗の定植は今月中にほぼ終了することですが、伊勢川山は地温が低い為、今年の新たな試みとして、苗の一時部を平地で太らせてから、1月ほど遅らせて一部を6月に定植します。

3月末に報酬を、4月に該当する方には費用弁償を指定口座に振込みました。支払い明細を配布していますので、ご確認をお願いします。

以上です。

会長：その他の件でなにか、質疑はありませんか。

和田委員：伊勢川山の許可について、県の対応を構わない範囲で聞かせてください。

事務局 出島：申請書を県に進達して、結果を待っているところです。先ほどお話した通り、町農業委員会からは許可相当と判断した意見を付けています。今回、県の審議会からも許可相当であるという意見をもらいましたので、それを県に追加提出します。それを踏まえて県知事が判断しますが、来週、農業基盤課が現地を確認しに来ると連絡をもらっていますので、日程を調整して事務局と会長とで対応します。どういう風に考えているかなどの情報は入っていません。昨年の本山町への説明には収量の3割を切っているから1年での許可であるという話があったようです。それでいくと今回は45%の収量がとれており、3割は超えていますので、ここだけを考えると昨年よりは良い状態での許可内容になるのではないかと、と思いますが、それは推測でしかありませんので、結論が出るまではわかりません。

和田委員：わかりました。

澤田委員：コロナの給付金についてですが、花卉農家の固定経費というのは、掛買いで農協で買ったものは、数カ月後から払うことになってますが、支払った分が対象なのか、購入した分が対象なのかどちらですか。

事務局 局長：その月に取引があった、ということであれば対象としてもらってかまわない。取引分で申請を上げたものを後日、請求分で再度計上することはできません。重複しなければかまいません。9月に取引で購入していたら、納品書で計上してもらってかまいません。

澤田委員：苗代や球根代は対象ですか。

事務局 局長：今のところ、維持管理経費を対象とするというところで、人件費をメインで考えていただいて、5月なら5月に必要になったものはすべて計上してみてください。出していただいたうえで町長と判断したいと思います。初めてやる支援なので、手探りで進めています。人件費を中心に支援金という形で支援をしたいと考えます。

澤田委員：重油は冬しか使いませんか。

事務局 局長：リース料があればよかったですね、ないのですよね。

澤田委員：ありません。この件についてはわかりました。

会長：今年は伊勢川山への圃場視察はどうしますか。

事務局 出島：伊勢川山への現地確認を7月の総会の後に行くように用意したいのですが、よろしいでしょうか。農業委員会との良好な関係が築けているということが、重要視されるようです。農業委員会が指導し、その指導を受け入れて改善しているという関係を今後も続けていく必要があります。そのため、今年も複数回総会後に現地確認に行くよう計画しています。7月の総会后、午前中いっぱい予定しておいていただきたいです。よろしくをお願いします。

会長：よろしいでしょうか。

他委員：はい。

会長：その他ございませんか。

会長：それでは以上で第3回農業委員会総会を閉会します。

土佐町農業委員会長

和田正夫

議事録署名委員

永野博隆

議事録署名委員

西村 尚